

よくある質問（医療機関等向け）

Q 1 公務（通勤）災害で受傷したという被災職員が来院しました。診療費の取扱いはどうすればよいですか。

A 1-1 被災職員への診療費請求を一時的に保留くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。基金兵庫県支部の様式として「治療依頼書」（支部様式第 12 号）又は「調剤依頼書」（支部様式第 13 号）を用意しておりますので、適宜ご利用ください（ただし、腰痛、精神疾患、心臓疾患、脳疾患、交通事故の場合は使用不可です）。

A 1-2 被災職員が勤務先を通じて基金兵庫県支部に公務（通勤）災害認定請求を行い、公務上の災害又は通勤による災害と認定されれば、当支部から療養補償として支給いたします。

Q 2 被災職員から公務（通勤）災害の手続をすると聞いています。認定手続の進捗状況を教えてください。

A 2-1 被災職員が公務（通勤）災害認定の手続を行っているか否かも含めて個人情報に該当するため、申し訳ございませんが、基金からお答えすることができません。被災職員ご本人又は被災職員の勤務先にお尋ねください。なお、疾病事案、腰痛事案、既往歴がある場合等は、審査に相当の期間を要する場合があります。

A 2-2 公務（通勤）災害を基金兵庫県支部が認定したときは、被災職員が当支部に届出済の病院、診療所、接骨院あてに認定結果を通知します（薬局には通知されません）。

Q 3 地方公務員の患者が公務（通勤）災害扱いとして来院されました。すべて基金兵庫県支部の所管ですか。

A 3-1 常勤の地方公務員等の場合は原則として基金の所管ですが、勤め先によって担当支部が異なります。以下に例を示します。

- ・兵庫県庁職員、兵庫県下の市町職員（神戸市を除く）、公立学校教職員（神戸市教育委員会所属の教職員を除く）、警察職員、公立病院職員（神戸市立病院を除く） → 兵庫県支部
- ・神戸市職員（神戸市教育委員会所属の教職員を含む） → 神戸市支部
- ・他の都道府県や政令市の職員 → 他の当道府県や政令市の支部

A 3-2 非常勤の地方公務員等の場合は、勤務形態や勤務先事務所の種類によって、労働基準監督署又は勤務先自身が所管します。具体的には、お手数ですが、被災職員の勤め先を聞いていただき、その勤務先にご確認ください。

Q 4 診療費の全額を被災職員から受領済ですが、公務（通勤）災害に認定された場合、どのように清算すればよいですか。

A 4-1 可能であれば初診時に遡って公務（通勤）災害扱いに切り替えてください。

A 4-2 具体的な清算方法としては、①患者負担分を被災職員に返金（領収証は回収）した上で、医療機関・薬局から全額を基金兵庫県支部に請求することも、②被災職員が自己負担分を基金兵庫県支部に請求することも、いずれも可能です。被災職員と相談の上、決定してください。

Q 5 共済組合員証を暫定的に使用して自己負担金を受領済ですが、公務（通勤）災害に認定された場合、どのように清算すればよいですか。

A 5-1 公務（通勤）災害扱いの場合、原則として健康保険（共済組合）は使用できません。可能であれば初診時に遡って、共済扱いから公務（通勤）災害扱いに切り替えてください。その際は必ず、①社会保険診療報酬支払基金（共済組合）への診療（調剤）報酬請求取下げ依頼が受理された上で、②患者負担分の診療費及び薬剤費を被災職員に返金（領収証は回収）した後に、③基金兵庫県支部あてに請求してください。稀に、医療機関からの請求と被災職員からの請求が二重になり、清算に多くの困難を伴うケースがありますので、ご注意ください。

A 5-2 なお、初診時から相当長期間が経過している場合、被災職員から公務（通勤）災害の連絡を受けていなかった場合など、初診に遡って公務（通勤）災害扱いとすることが難しい場合は、上記の限りではありません（社会保険診療報酬支払基金（共済組合）の方で取下げ対応いただけないことがあるようです。）。その場合でも、被災職員は、自己負担の3割分につき、勤務先を通じて基金兵庫県支部に請求することができます。

Q 6 療養補償請求に必要な請求書様式を教えてください。

A 6-1 兵庫県医師会に加入する医療機関（歯科医は対象外）及び国公立病院等は、同医師会のホームページ（「地方公務員災害補償請求書・レセプト」のページ）に掲載されている以下の①の様式（兵庫県支部用）をダウンロードしてください。

① 診療報酬請求書（支部様式第 14 号）

A 6-2 以下の②③の医療機関等は、基金が被災職員に交付するオレンジ色の冊子「災害補償のしおり」に掲載している各様式をコピーし、必要事項を記入してください。なお、各様式中の「請求年月日」欄、「1 被災職員の住所、氏名」欄、「2 補償費用の受領委任」欄、「5 認定番号」欄、「6 被災職員」欄については、原則として被災職員自身が記入するようにしてください。

② 歯科医、県外の医療機関、県内の医師会非所属医療機関

療養補償請求書（医療機関用）（支部様式第 15 号）

③ 調剤薬局の場合

療養補償請求書（調剤薬局用）（支部様式第 16 号）

A 6-3 接骨院の場合は、お手数ですが、基金兵庫県支部にお問い合わせください。

Q 7 医療機関、薬局等が基金に療養費を請求する場合の診療報酬請求書又は療養補償請求書の送付先を教えてください。

A 7 以下の送付先に提出してください。

① 兵庫県内の医師会所属医療機関

兵庫県医師会

〒651-8555 神戸市中央区磯上通 6 丁目 1-11

\* 兵庫県医師会に審査委託をしています。

- ② 国公立病院、県外の医療機関、歯科、県内の医師会非所属医療機関、調剤薬局等  
地方公務員災害補償基金兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目 18-2 兵庫県職員会館 2 階 兵庫県職員課内

Q 8 複数月分の診療費を 1 本の請求書で請求することはできますか。

A 8 原則として、診療月ごとに請求書を作成してください。複数月分を 1 本の請求書（診療報酬請求書／療養補償請求書）で請求したい場合は、月ごとの診療内容が区分できるよう、診療報酬明細書は月別に作成して添付するなどしてください。

Q 9 診療報酬請求書又は療養補償請求書の裏面の診療費の内訳欄の記載は、手書きでなく電子レセプトの添付でも構いませんか。

A 9 構いません。ただし、電子レセプトに公務（通勤）災害に認定されていない私病が含まれている場合は、その療養費を訂正削除した上で添付してください。

Q10 労災と同様に、療養の給付請求書取扱料（令和 8 年 4 月現在で 2,000 円）は請求できますか。また、労災電子化加算（令和 8 年 4 月現在で 5 点）はいかがですか。

Q10 いずれも対象外です。

Q11 診断書の文書料も補償の対象となりますか。また、補償額は一律に決まっていますか。

A11-1 診断書料は、公務（通勤）災害の認定や補償実施の手続のために「原本」が基金兵庫県支部に提出された場合は療養補償の対象となります。補償対象外となる例は以下のとおりです。

- ・ 傷病名が同一の診断書の 2 通目以降
- ・ 公務災害・通勤災害と認められなかったもの
- ・ 原本ではなく写しが基金に提出されたもの
- ・ 服務上の必要（病気休暇等）により被災職員の勤務先等に原本が提出されたもの
- ・ 自動車保険や医療保険保等の保険金請求手続のため損害保険会社等に原本が提出されたもの

A11-2 診断書の補償単価は一律には決めておりませんので、各医療機関様の規定や労災の場合の単価を参考に設定してください。

A11-3 医療機関から基金に請求する場合の診断書代等は、消費税非課税扱いですので、消費税は除いてご請求ください。

（参考：消費税法施行令第 14 条第 19 号）地方公務員災害補償法の規定に基づく療養補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及び同法の規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに同法第六十九条（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）の規定に基づき定められた補償の制度に基づく療養及び医療